

# **電気通信事業参入マニュアル [追補版]**

## **— 届出等の要否に関する考え方及び事例 —**

平成 17 年 8 月 18 日(木)

電気通信事業部データ通信課

電気通信事業参入に係るガイドライン  
— 基準及び事例 —

目次

はじめに	… 3
<b>1 電気通信事業等の概要</b>	… 4
<b>2 電気通信事業に係る判断基準</b>	
(1) 『電気通信役務に該当するか否かの基準』	… 6
(2) 『電気通信事業に該当するか否かの基準』	… 7
(3) 『登録・届出を要しない電気通信事業に該当するか否かの基準』	… 9
(4) 『登録を要する電気通信事業に該当するか否かの基準』	… 11
(5) 『届出を要する電気通信事業に該当するか否かの基準』	… 11
<b>3 電気通信事業の判定フローチャート</b>	… 12
<b>4 事例集</b>	
事例1 非電気通信役務	… 13
事例2 非電気通信事業	… 15
事例3 登録・届出を要しない電気通信事業	… 19
事例4 登録又は届出を要する電気通信事業	… 25

はじめに

平成16年4月の改正電気通信事業法の施行に伴い、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業（一般第二種電気通信事業及び特別第二種電気通信事業）といった事業区分を廃止し、「電気通信事業」に一本化され、その参入における規律は登録又は届出とされたところである。

近年の電気通信技術の進展、電気通信事業の競争進展等により、例えば、ネット通販、ネットバンキング、電子メールマガジン、ホテルインターネット、各種情報のオンライン提供、オンライン計算処理、ソフトウェアのオンライン提供、電子掲示板、チャット、電子ショッピングモール、ネットオークション、ホスティング、公衆無線LAN、Webサイト上のグリーティングカードといった、電気通信ネットワークを利用した多様なサービスが現れてきている。そのような中で、これらのサービスを提供する場合に新しい制度において電気通信事業の登録や届出を要するかどうかの問い合わせ・相談が増加している。

このため、本ガイドラインにおいて、電気通信事業の登録や届出に係る基準及び事例等について、できる限り詳細に提示することとしたものである。

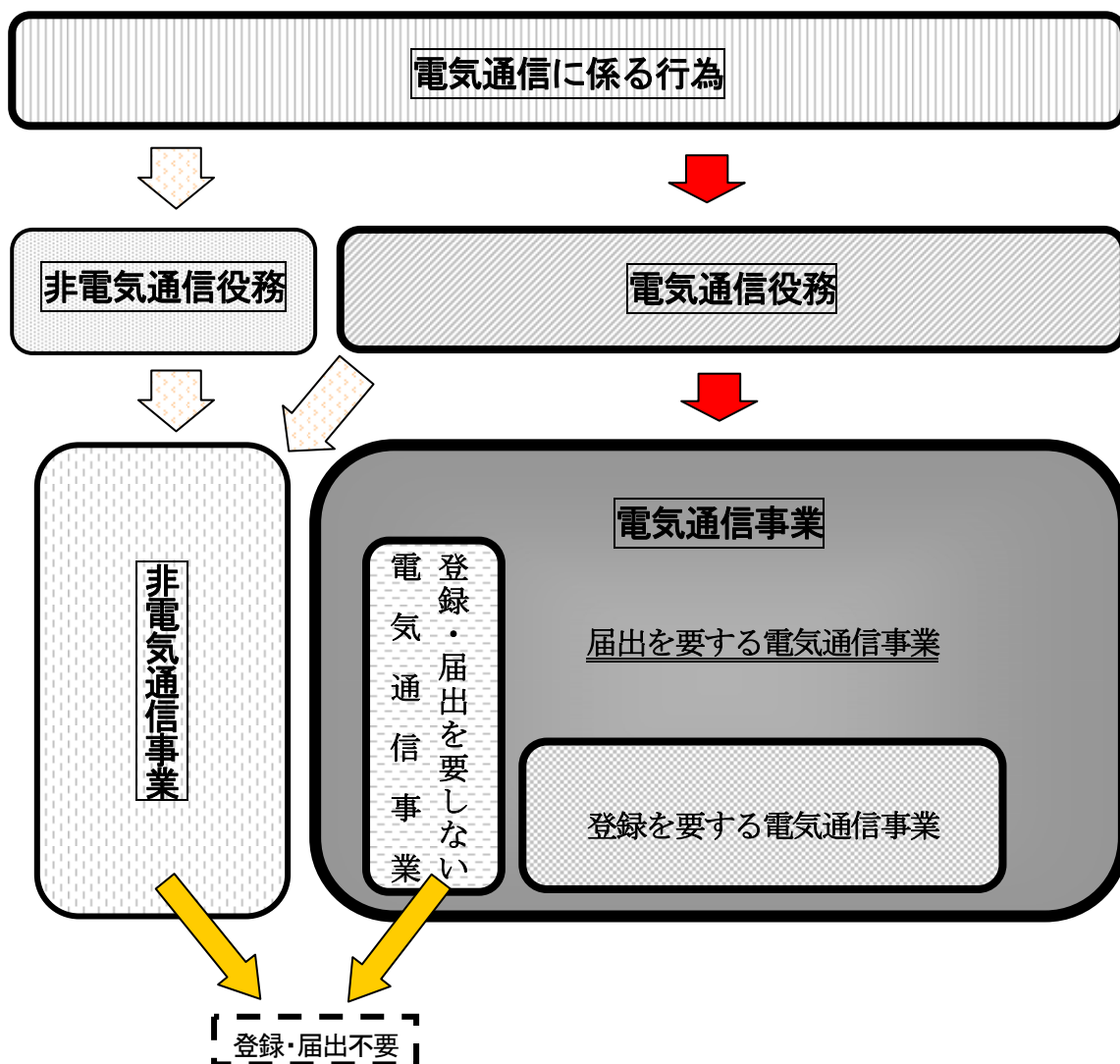
なお、本ガイドラインは、過去の事業の事例に関する資料を体系的にまとめたものであり、新たな規制を導入するものではない。また、今後も具体的な事案に関する判断を積み重ねながら必要に応じて、追加・修正等を行っていくものとする。

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 データ通信課

# 1 電気通信事業の概要

電気通信事業法（以下「事業法」という。）において、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供するものが「電気通信役務」とされている（事業法第2条③）。

また、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業が「電気通信事業」であり（事業法第2条④）、「届出を要する電気通信事業」、「登録を要する電気通信事業」及び「届出・登録を要しない電気通信事業」に分類される。



※用語の説明

	用語	定義
(1)	電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう。
(2)	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
(3)	他人	自己以外の社会通念上独立の人格を有すると考えられるものをいう。
(4)	他人の通信	自己間の通信以外の通信をいい、他人と他人との間の通信のほか、自己と他人との間の通信も含む。
(5)	他人の通信を媒介	他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝送・交換し、隔地者間にある他人と他人の通信を取次、又は仲介して、その完成に寄与することをいう。
(6)	電気通信設備を他人の通信の用に供する	広く電気通信設備を他人の通信のために運用することをいい、電気通信設備を直接他人に利用させることはもとより、それを直接利用させず、他人の通信の完成のために、他人の通信の伝送ルート上にある電気通信設備を運用することも含む。
(7)	他人の需要に応ずるため	自らの業務のために電気通信役務を提供するのではなく、他人の需要に応ずるために電気通信役務を提供することをいう。 ある者が業務上の関係を有する者と、その業務の遂行に当たって又はそれに付随して電気通信設備を他人の通信の用に供することは、自己の需要に応じているものであるから、これに含まれない。
(8)	事業	主体的・積極的意思や目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいう。
(9)	届出を要する電気通信事業	事業法第16条に規定する届出を要する電気通信事業をいう。 届出は、氏名・業務区域・電気通信設備の概要等を記載した書類を添えて、総務大臣に対して行わなければならない。 なお、地方公共団体が行う一定の電気通信事業については、事業法第165条に規定する届出を要する。
(10)	登録を要する電気通信事業	事業法第9条に規定する登録を要する電気通信事業をいう。 登録を受けようとする者は、氏名・業務区域・電気通信設備の概要等を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

## 2 電気通信事業に係る判断基準

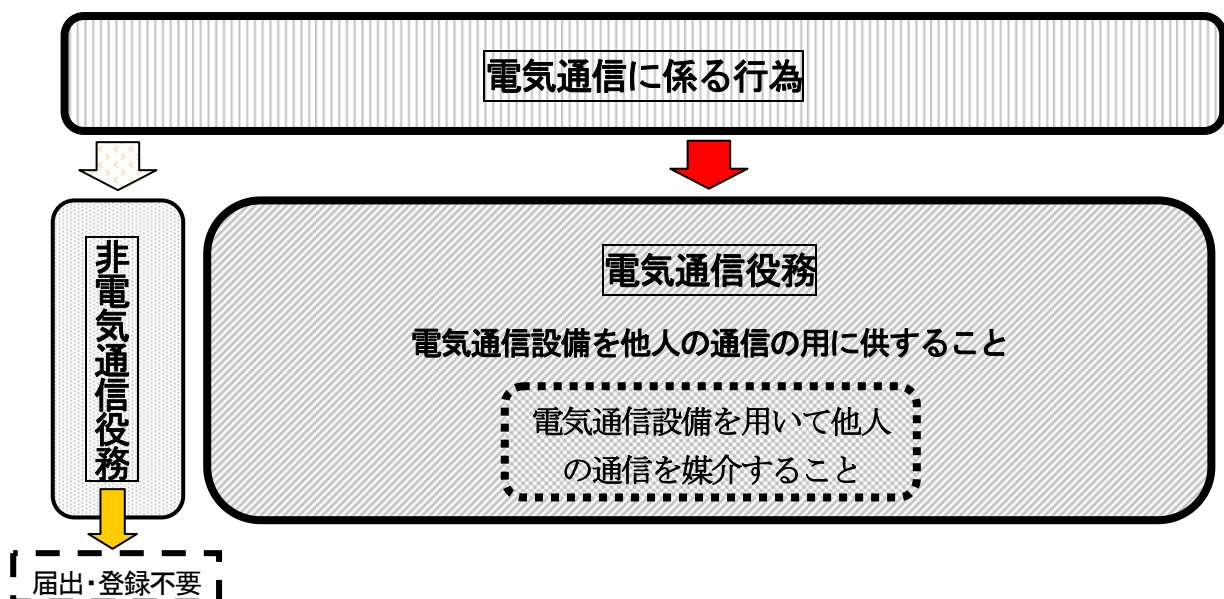
電気通信事業に該当するか、登録や届出を要するか、といった事項については、以下の基準に該当するか否かで判断される。

### (1) 『電気通信役務に該当するか否かの基準』

次の①に合致すれば、『電気通信役務』に該当する。

⇒ 該当する場合(2)へ

基準	内容
① 「電気通信設備を他人の通信の用に供する」場合	<p>広く電気通信設備を他人の通信のために運用する場合をいい、自己間の通信以外の通信をいい、他人と他人との間の通信のほか、自己と他人との間の通信も含む。</p> <p>「他人の通信」の概念には、自己と他人との間の通信を含むことから、自己の電気通信設備（自営端末等）を他人との通信に使用することは、通信相手たる他人の通信の用にその設備を供していることとなり、電気通信役務に該当する。</p>
「他人の通信を媒介する場合」	<p>「他人の通信を媒介」とは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝送・交換し、隔地者間にある他人と他人との通信を取次、又は仲介してその完成に寄与することをいう。</p> <p>また、「他人の通信を媒介」するかどうかは、情報の流れに即し、目的的に判断されるものであって、電気通信システム全体によって判断されることとなる。</p> <p>自己の電気通信設備（自営端末等）を他人との通信に使用することは、他人と他人との通信を扱うものではないので、「他人の通信を媒介」することにはならない。</p>

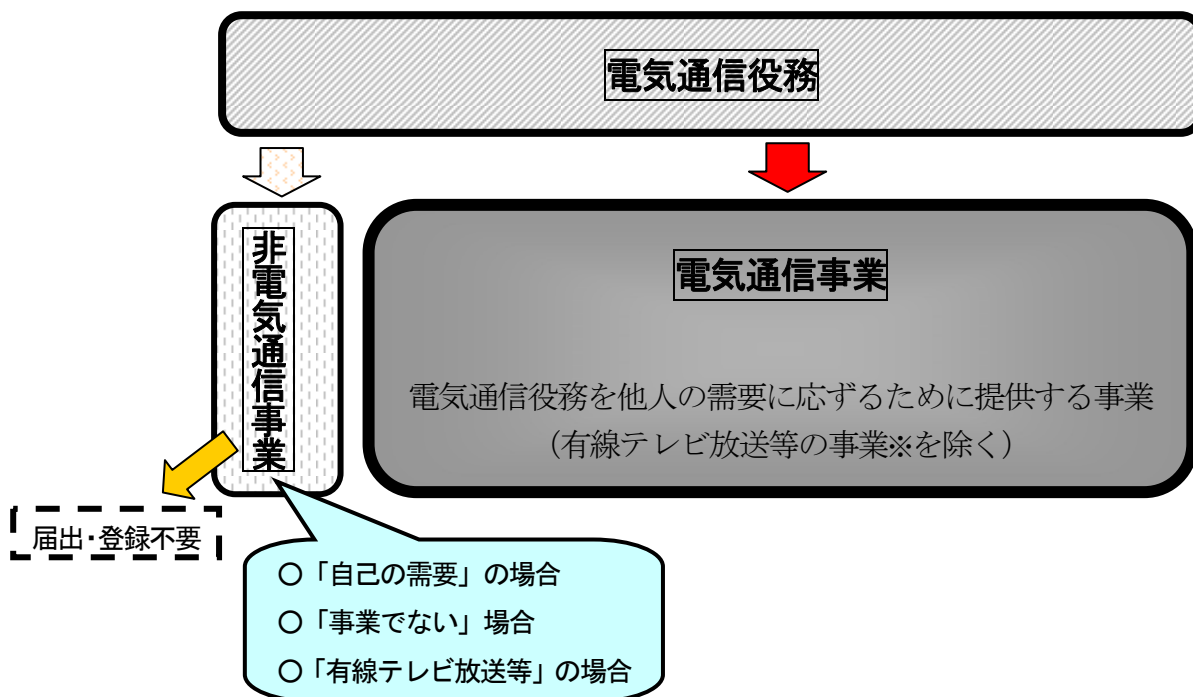


(2) 『電気通信事業に該当するか否かの基準』

電気通信役務を提供する場合において、次の②～④のいずれにも合致すれば、『電気通信事業』に該当する。

⇒ 該当する場合 (3) へ

基 準	内 容
② 「他人の需要に応ずるものである」場合	<p>電気通信役務の提供について他人の需要に応ずる場合をいう。</p> <p>したがって、ある者が自らの業務の遂行に当たって又はそれに付随して電気通信設備を業務上の関係を有する他人との通信の用に供することは、自己の需要に応じているものであるから、基本的には、これに当たらない。</p> <p>ただし、営利目的で電気通信回線や端末機器を他人の通信の用に供する場合は、それにより結果として自らの業務上の通信を行っていても「他人の需要に応ずる」ために行っていると判断されることがある。</p> <p>その場合のメルクマールとして、</p> <p>① 提供者にサービスの提供の誘因行為や宣言的行為があり、それを示す提供条件があること</p> <p>② 提供者と利用者との社会的関係から、当該サービスの提供に積極的意思が認められること</p> <p>等が挙げられる。</p>
③ 「事業である」場合	<p>主体的・積極的意思、目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行する場合をいう。</p> <p>したがって、</p> <p>① 非常事態時に緊急、臨時に行うもの</p> <p>② 一時的に行うもの</p> <p>③ 提供者が利用者の法的権利に応じて行うもの (ex. 警察、消防等の相互通信)</p> <p>は「事業」ではない。</p> <p>「事業」であるためには、提供者にサービスを提供するという主体的・積極的意思（提供条件の公表等により客観的に判断される。）が必要である。サービスの提供に営利目的が認められる場合には、当然上記主体的・積極的意思があるものと判断されるが、営利目的がない場合にも、主体的・積極的意思が認められることがある。</p> <p>また、「事業」であるためには、電気通信役務を独立して提供するものでなければならず、他のサービスに付随して電気通信役務の提供を行うことは含まれない。もっとも、電気通信役務以外のサービスと複合させて電気通信役務を提供すること全てが「事業」にあたらないというのではなく、あくまで、電気通信役務の提供が独立した事業として把握できる（すなわち、情報の送受信それ自体がサービスとして独立性があるものと認められる。）か否かが判断基準となるものである。</p>



※ 「有線テレビ放送等の事業」とは、放送法第52条の10第1項に規定する「受託放送役務」、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第2条に規定する「有線ラジオ放送」、有線放送電話に関する法律第2条第1項に規定する「有線放送電話役務」、有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する「有線テレビジョン放送」及び同法第9条に規定する「有線テレビジョン施設の使用の承諾」に係る事業をいう。



(3) 『登録・届出を要しない電気通信事業に該当するか否かの基準』

(A) 電気通信事業である場合において、次の⑤～⑧のいずれかに合致すれば、『届出・登録を要しない電気通信事業』に該当する。

⇒ 該当しない場合 (B) へ

	基 準	内 容
⑤	「専ら一の者に電気通信役務を提供する」場合	<p>あくまで、電気通信役務の提供先が1人又は1社に限られている場合が該当し、たとえ主として一の者に電気通信役務を提供する場合であっても、他の者にも電気通信役務を提供する場合は、これに該当しない。</p> <p>親会社である電気通信事業者が、専ら一の子会社である電気通信事業者に対してのみ役務を提供する（すなわち提供先の1人又は1社が電気通信事業者である）場合には、本規定は適用されない。</p>
⑥	「同一構内・建物内に設置した電気通信設備により電気通信役務を提供する」場合	<p>同一構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一建物内に電気通信設備を設置して、同一構内又は同一建物内に閉じる電気通信役務を提供する場合をいう。</p> <p>ただし、当該電気通信設備と他事業者の電気通信設備を接続等して、同一構内又は同一建物内に閉じない範囲まで料金設定し電気通信役務を提供する場合は含まれない。</p> <p>また、「構内」とは、障壁、へい、道路、水路など明確な表示物によって他と区別された一定の区域内で地続きであるものをいう。「これに準ずる区域内」とは、水路、生垣等で隔てられていて、一見2つ以上の区域に見えるが、（それらの相互間の距離が短い等）社会通念上1つの区域内とみなされるような場所をいう。</p>
⑦	「線路のこう長の総延長が5 km未満の電気通信設備により電気通信役務を提供する」場合	<p>実際に敷設された同軸ケーブルや光ファイバ等の総延長が5 km未満の電気通信設備に閉じる電気通信役務を提供する場合をいう。</p> <p>「こう長」とは、敷設された長さに芯数をかける芯線長や敷設された長さに条（一定の芯数毎に芯線を束ねている被覆）数をかける条長ではない。</p> <p>ただし、当該電気通信設備と他事業者の電気通信設備を接続等して、これを一体として、線路のこう長の総延長が5 km未満の範囲を超えて料金設定し電気通信役務を提供する場合は含まれない。</p> <p>また、無線伝送路設備については、FWAといった固定通信役務に関するものは2地点間の距離をいい、携帯電話といった移動通信役務に関するものはここでいう線路からは除く。</p>
⑧	「他人の通信を媒介せず、かつ、電気通信回線設備を設置しない」場合	<p>「他人の通信を媒介する電気通信役務」以外の電気通信役務を、電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備）を設置することなく提供する場合をいう。</p>

	ただし、電気通信回線設備を設置し電気通信役務を提供する場合は、他人の通信を媒介しなくても届出等が必要。
--	---

※ ⑤～⑧の基準のいずれかに合致し、『届出・登録を要しない電気通信事業』とされた場合でも、当該電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信については、事業法第3条（検閲の禁止）及び第4条（秘密の保護）の規定が適用される（事業法第164条第2項）。

(B) 次の⑨の基準に合致しなければ、『届出・登録を要しない電気通信事業』に該当する。

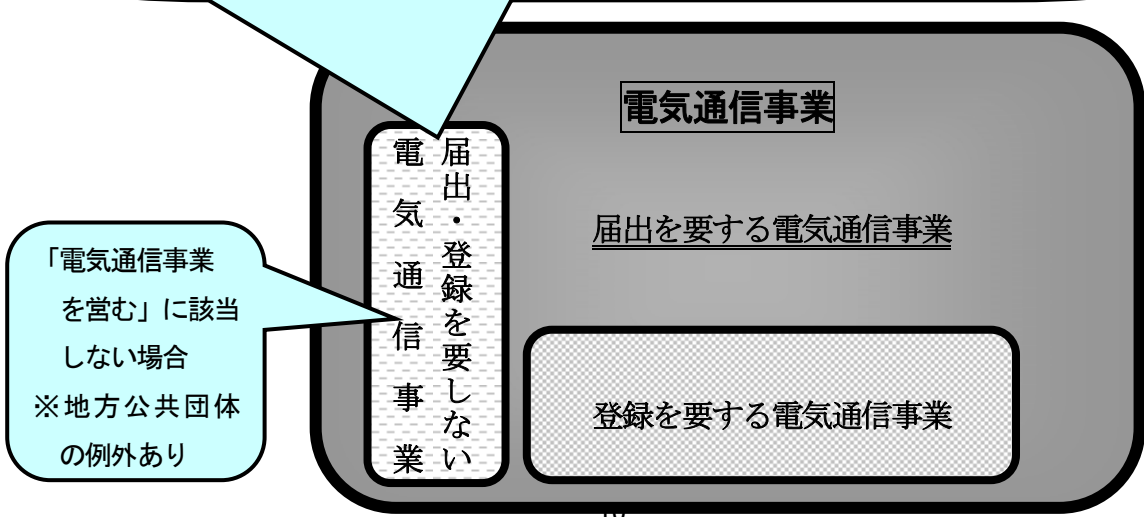
⇨ 該当しない場合（4）へ

	基準	内容
⑨	「電気通信事業を営む」場合	<p>電気通信役務を利用者に反復継続して提供して、その対価として料金を徴収することにより電気通信事業自体で利益を上げようとする、すなわち、収益事業を行う場合をいう。</p> <p>具体的には、株式会社等が営利の目的をもって行う事業はもちろんのこと、公益法人や非営利団体が原価を償う程度の有償性をもって行う収益事業も含まれる。この場合、現実には利益が上がることを要しない。</p> <p>なお、名目上電気通信役務を提供することについて料金を徴収していないとしても、実質的に電気通信役務の提供により利益を上げているとみなされるときには、「電気通信事業を営む」に該当する。</p>

※ 営利を目的としない電気通信事業であっても、地方公共団体が行う電気通信事業（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きい次に掲げる電気通信役務を提供するものに限る）については届出を要する（事業法第165条①）。

- i 電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務
- ii 卸電気通信役務（iに該当するものを除く。）

- 「専ら一の者に電気通信役務を提供する」場合
- 「同一構内・建物内に設置した電気通信設備により電気通信役務を提供する」場合
- 「線路のこう長の総延長が5 km未満の電気通信設備により電気通信役務を提供する」場合
- 「他人の通信を媒介せず、かつ、電気通信回線設備を設置しない」場合



(4) 『登録を要する電気通信事業に該当するか否かの基準』

『届出・登録を要しない電気通信事業』以外の電気通信事業であって、次の⑩又は⑪の基準のいずれかに合致すれば、『登録を要する電気通信事業』に該当する。

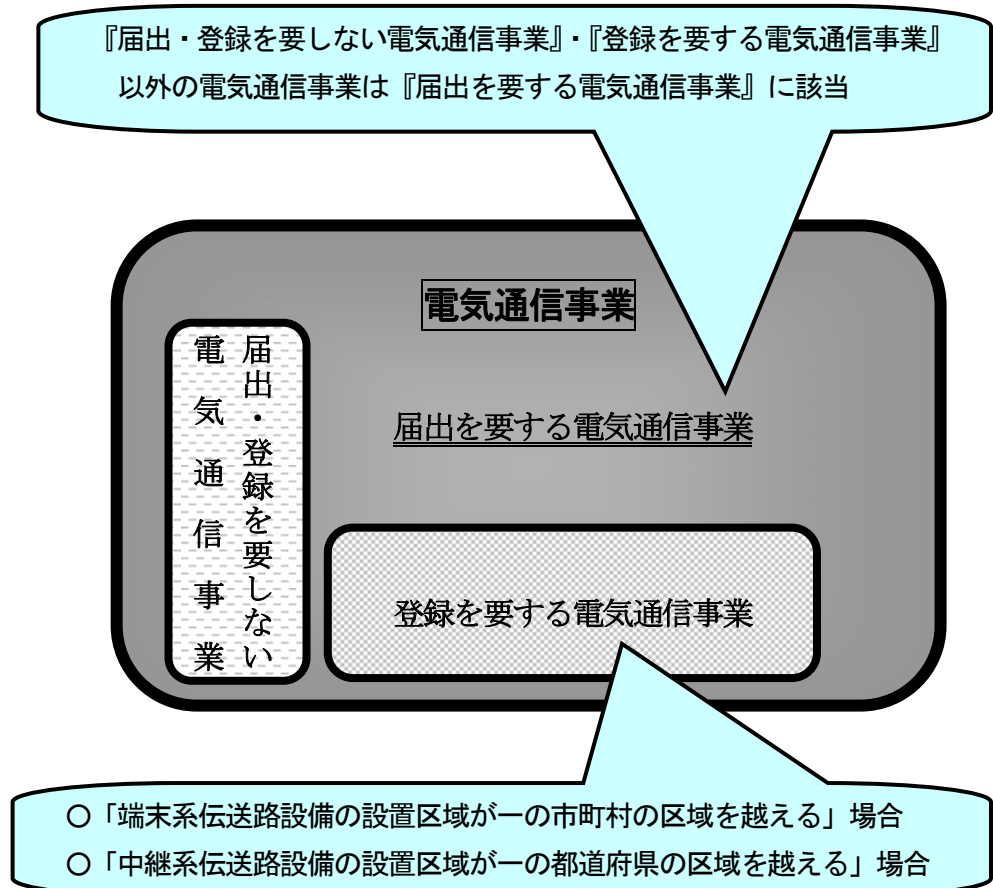
⇒ 該当しない場合 (5) へ

	基準	内容
⑩	「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を越える場合	端末系伝送路設備（局舎から利用者宅までの間の伝送路設備。同軸ケーブル、光ファイバといった線路設備のほか、無線系の設備も含む。）の設置の区域が、一の市町村（特別区を含む。）の区域（政令指定都市にあってはその区の区域）を越える場合をいう。
⑪	中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県の区域を越える場合	中継系伝送設備（局舎から局舎までの間の伝送路設備）の設置の区域が、一の都道府県の区域を越える場合をいう。

(5) 『届出を要する電気通信事業に該当するか否かの基準』

『届出・登録を要しない電気通信事業』以外の電気通信事業であって、『登録を要する電気通信事業』に該当しないものは、『届出を要する電気通信事業』に該当する。

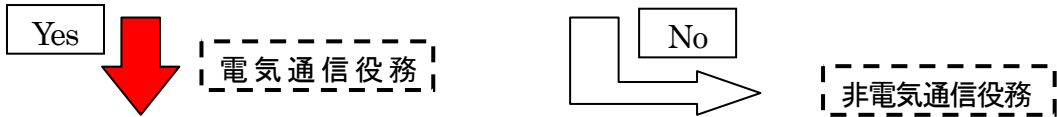
※ 『届出・登録を要しない電気通信事業』以外の電気通信事業であって、電気通信回線設備を設置しないものは、すべて『届出を要する電気通信事業』に該当する。



### 3 電気通信事業の判定フローチャート

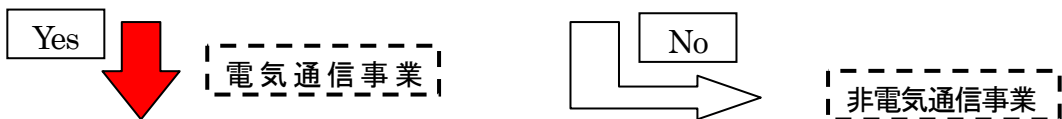
Q 次の基準に合致するか

①「電気通信設備を他人の通信の用に供する」場合



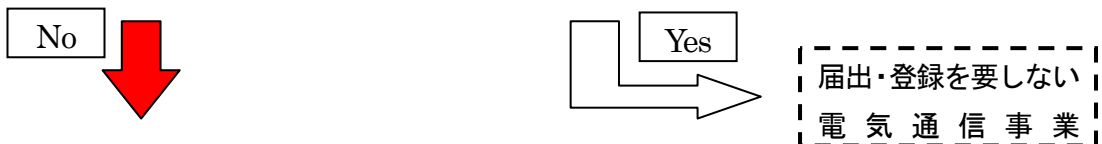
Q 次の基準のいずれにも合致するか

- ②「他人の需要に応ずるためである」場合
- ③「事業である」場合
- ④「有線テレビ放送等でない」場合



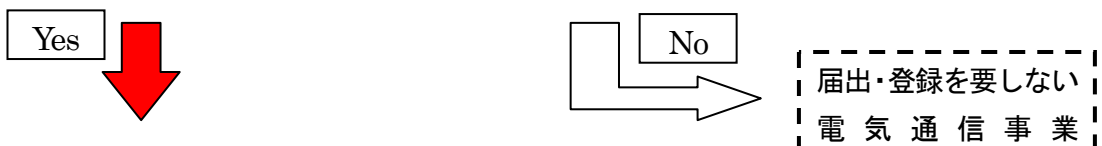
Q 次の基準のいずれかに合致するか

- ⑤「専ら一の者に電気通信役務を提供する」場合
- ⑥「同一構内・建物内に設置した電気通信設備により電気通信役務を提供する」場合
- ⑦「線路のこう長の総延長が5 km未満の電気通信設備により電気通信役務を提供する」場合
- ⑧「他人の通信を媒介せず、かつ、電気通信回線設備を設置しない」場合



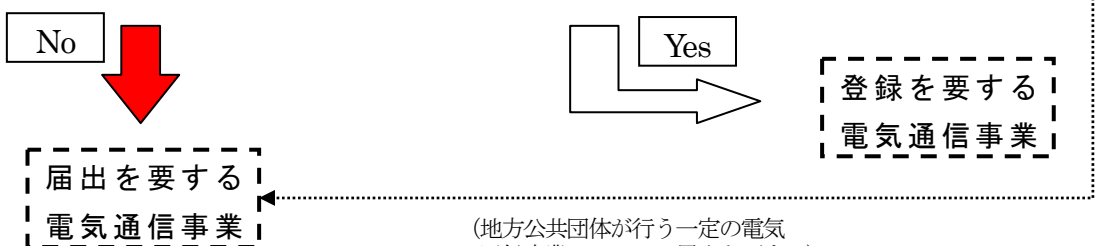
Q 次の基準に合致するか

⑨「電気通信事業を営む」場合



Q 次の基準のいずれかに合致するか

- ⑩「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合
- ⑪「中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県の区域を超える」場合



(地方公共団体が行う一定の電気通信事業については届出を要する)

#### 4 事例集

##### 事例1 非電気通信役務

『電気通信設備を他人の通信の用に供する場合（基準①）』に合致せず、非電気通信役務と解される具体的事例は次のとおり。（ただし、以下に示した事例であっても内容如何によっては、別の判断となる場合もありうる。）

事例	内容及び理由
放送	<p>「公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信」（放送法第2第1号、電波法第5条第4項）と定義され、電波を使用して行う情報の送信、発射又は受信のうち送信の行為に着目したものをいう。</p> <p>放送は、送信目的としては、公衆による直接の受信行為を予定しているとはいえ、視聴者が不特定多数で必ずしもこれを受信していることを要せず、法律上は受信者を通信相手として観念していない（発信者の内心の意志に過ぎない）。</p> <p>また、通常の無線通信と異なり、受信者の無線設備は、送信者たる放送事業者の関与しない範囲で設置されるものである。</p> <p>放送は、放送事業者が送信設備を受信者との間の通信の用に供しているように一見見えるが、主として一方的な番組の供給に着目したものであることから、電気通信役務に該当しない。</p>
企業における内線電話	<p>企業・省庁・大学などが、その従業員等が業務に関して相互に通信を行うための内線電話を、自ら設置・運営するものをいう。</p> <p>法人の代表者又は法人若しくは人の使用者その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して行う通信の場合は、その者は当該法人又は人の機関たる地位にあり、その効果は直接当該法人又は人に帰属するものであるから、その法人又は人の「自己」の通信であって、「他人」の通信とはならない。</p> <p>内線電話の設置・運営は、単なる自家消費である自己の通信のために行うものであることから、電気通信役務に該当しない。</p>
企業におけるLAN	<p>企業・省庁・大学などが、その従業員等が業務に関して相互に通信を行うためのLANを、自ら設置・運営するものをいう。</p> <p>『企業における内線電話』と同様の理由により、電気通信役務に該当しない。</p>
自社データベースアクセスシステム	<p>企業などが、その営業担当者が自社のデータベースに社外からアクセスして情報提供を受けるためのシステムを、自ら構築・運営するものをいう。</p> <p>『企業における内線電話』と同様の理由により、電気通信役務に該当しない。</p>

サーバの設置 場所貸し	<p>不動産会社などが、安定した電源設備や耐震設備などが整った建物を設置し、電気通信事業者にサーバ等の設置場所を貸し出すものをいう。</p> <p>このような場合は、空間を不動産業として貸し出しているに過ぎないことから、電気通信役務に該当しない。</p>
携帯電話の代理店	<p>携帯電話事業者等の役務提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うものをいう。</p> <p>単なる契約の代理等を行っているに過ぎないことから、電気通信役務に該当しない。</p>

## 事例2 非電気通信事業

(1)『他人の需要に応ずるためである場合(基準②)』に合致せず、非電気通信事業と解される具体的事例は次のとおり。(ただし、以下に示した事例であっても内容如何によっては、別の判断となる場合もありうる。)

事例	内容及び理由
Webサイト開設 (概要図1)	<p>個人や企業などが、電気通信設備(サーバ等)を用いてWebサイト(ホームページ)を開設し、インターネット経由で自らの固有情報のみを発信するもの(ウェブログを含む。)をいう。</p> <p>「他人の通信」の概念には、自己と他人との間の通信を含むことから、自己の電気通信設備をWebサイト閲覧者(他人)との通信に使用することは、通信相手たる他人の通信の用にその設備を供していることとなり、電気通信役務に該当する。</p> <p>しかしながら、自らの固有情報を発信する手段として電気通信役務を提供することは、自己の需要に応ずるためのものであることから、電気通信事業に該当しない。</p>
ネット通販 (概要図1)	<p>小売業者などが店舗や電話等により行う顧客からの要求(注文や問合せ等)への対応(小売業者の本来業務)に加え、又はこれに代えて、電気通信設備(サーバ等)を用いてWebサイトを開設しインターネット経由で顧客からの要求に対応するものをいう。</p> <p>『Webサイト開設』と同様の理由により、電気通信役務に該当する。</p> <p>しかしながら、電気通信役務を必ずしも前提としない別の自らの本来業務の遂行の手段として電気通信役務を提供することは、自己の需要に応ずるためのものであることから、電気通信事業に該当しない。</p>
ネットバンキング	<p>銀行が窓口や電話等により行う顧客からの要求(振込依頼や残高照会等)への対応(銀行の本来業務)に加え、又はこれに代えて、電気通信設備(サーバ等)を用いてWebサイトを開設しインターネット経由で顧客からの要求に対応するものをいう。</p> <p>『ネット通販』と同様の理由により、電気通信事業に該当しない。</p>
ネット証券	<p>証券会社が窓口や電話により行う顧客からの要求(株式の売買依頼等)への対応(証券会社の本来業務)に加え、又はこれに代えて、電気通信設備(サーバ等)を用いてWebサイトを開設しインターネット経由で顧客からの要求に対応するものをいう。</p> <p>『ネット通販』と同様の理由により、電気通信事業に該当しない。</p>
ネット座席予約	<p>航空会社やバス会社などが窓口や電話により行う顧客からの要求(座席予約等)への対応(航空会社等の本来業務)に加え、又はこれに代えて、電気通信設備(サーバ等)を用いてWebサイトを開設しインターネット経由で顧客からの要求に対応するものをいう。</p> <p>『ネット通販』と同様の理由により、電気通信事業に該当しない。</p>

<p>メールフォーム</p>	<p>企業や地方公共団体などが電話等により受け付ける顧客や住民等からの問合せ等に加え、又はこれに代えて、電気通信設備（サーバ等）を用いてWebサイトを開設しインターネット経由で顧客や住民などからの問合せ等を受け付けるものをいう。</p> <p>[メールフォームの例]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>* タイトル  <input type="text"/></p> <p>* ご意見・ご提案（全角文字1,000字以内でお願いします）  <input type="text"/></p> <p>お名前  <input type="text"/></p> <p>* 年齢  <input type="text"/></p> <p>* 性別  <input type="text"/></p> <p>* 住所（海外の方は国名をご記入ください）  <input type="text"/></p> <p>* 電子メールアドレス[半角]  <input type="text"/></p> <p style="text-align: center;"> <input type="button" value="送信"/> <input type="button" value="クリア"/> </p> </div> <p>顧客や住民などからの問合せ等を受けるに当たっての電気通信役務の提供であることから、『ネット通販』と同様の理由により、電気通信事業に該当しない。</p>
<p>電子メールマガジンの発行  <u>（概要図2）</u></p>	<p>企業などが郵送や広告紙面により行う顧客に対する広報（自社製品の宣伝やイベント開催案内等）に加え、又はこれに代えて、予め登録した顧客等に対して電子メールによる広報等を行うものをいう。</p> <p>本来業務に関する情報を顧客に対して広報するに当たっての電気通信役務の提供であることから、『ネット通販』と同様の理由により、電気通信事業に該当しない。</p>



(2) 『事業である場合(基準③)』に該当せず、非電気通信事業と解される具体的事例は次のとおり。(ただし、以下に示した事例であっても内容如何によっては、別の判断となる場合もありうる。)

事例	内容及び理由
非常災害発生時における緊急通信のための電気通信設備の利用 (災害救助法第28条及び第30条)	非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合に、厚生労働大臣、都道府県知事などが、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用するものをいう。 非常事態時に緊急、臨時的に行うものであることから、電気通信事業に該当しない。 なお、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防上の緊急通信(水防法第20条第2項)</li> <li>○ 災害に関する予報又は警報に係る緊急通信及び災害発生時の応急措置の実施に必要な緊急通信(災害対策基本法第57条及び第79条)</li> <li>○ 地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合の緊急通信及び応急措置の実施に必要な緊急通信(大規模地震対策特別措置法第20条及び第26条第1項)</li> </ul> 等のための電気通信設備の利用も、同様の理由により、電気通信事業に該当しない。
日本郵政公社に対する鉄道運送業者の通信設備の提供 (郵便物運送委託法第11条)	郵便物運送委託法第11条の規定により、総務大臣の要求があるときに、鉄道運送業者が、その運送する郵便物の積卸し、保管その他の取扱いのため必要な通信設備を日本郵政公社の使用に供するものをいう。 鉄道運送業者(提供者)が日本郵政公社(利用者)の法的権利に依って行うものであることから、電気通信事業に該当しない。 なお、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防事務のための消防庁及び地方公共団体に対する警察通信施設の提供(消防組織法第23条)</li> <li>○ 連絡のための警察庁又は都道府県警察の警察通信施設の相互提供(警察法第78条第2項)</li> </ul> 等も、同様の理由により、電気通信事業に該当しない。
ホテル電話	ホテル事業者等が、宿泊サービスの一環として、宿泊者間の内線通話及び宿泊者から外部の者への外線通話を可能とするために、電話を設置・運営するものをいう。 宿泊サービスに付随して電話の設置・運営を行っており、電気通信役務の提供が独立した事業として把握できないことから、電気通信事業に該当しない。
ホテルインターネット	ホテル事業者等が、宿泊サービスの一環として、宿泊者のインターネット利用を可能とするために、端末やインターネットサービスを提供するものをいう。 『ホテル電話』と同様の理由により、電気通信事業に該当しない。

### 事例3 登録・届出を要しない電気通信事業

- (1)『専ら一の者に電気通信役務を提供する場合(基準⑤)』に該当するため、登録及び届出が不要な電気通信事業と解される具体的事例は次のとおり。  
(ただし、以下に示した事例であっても内容如何によっては、別の判断となる場合もありうる。)

事例	内容及び理由
親会社のみへの電気通信役務提供	企業の通信担当部門がその子会社としてスピンアウトして、当該親会社にのみ電気通信役務を提供するものをいう。 電気通信役務の提供先が1社のみであることから、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。 ただし、親会社が電気通信事業者である場合は除かれる(登録ないし届出が必要となる)。

- (2)『同一構内・建物内に設置した電気通信設備により電気通信役務を提供する場合(基準⑥)』に該当するため、登録及び届出が不要な電気通信事業と解される具体的事例は次のとおり。(ただし、以下に示した事例であっても内容如何によっては、別の判断となる場合もありうる。)

事例	内容及び理由
寮内電話	企業が学生寮や社員寮向けに、各居室間の通話のみを可能とするために、電気通信設備(電話)を設置・運営するものをいう。 同一構内又は同一建物内に閉じる電気通信役務を提供するものであることから、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。

- (3)『線路のこう長の総延長が5km未満の電気通信設備により電気通信役務を提供する場合(基準⑦)』に該当するため、登録及び届出が不要な電気通信事業と解される具体的事例は次のとおり。(ただし、以下に示した事例であっても内容如何によっては、別の判断となる場合もありうる。)

事例	内容及び理由
村内電話	ごく限られた範囲の村内集落の中で、各住居間の通話のみを可能とするために、電話会社が電話を設置・運営するものをいう。 「線路のこう長」の総延長が5km未満の電気通信設備に閉じる電気通信役務を提供する場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。

- (4)『他人の通信を媒介せず、かつ、電気通信回線設備を設置しない場合（基準⑧）』に該当するため、登録及び届出が不要な電気通信事業と解される具体的事例は次のとおり。（ただし、以下に示した事例であっても内容如何によっては、別の判断となる場合もありうる。）

事 例	内 容 及 び 理 由
各種情報のオンライン提供 (概要図1)	<p>電気通信設備（サーバ等）を用いて、天気予報やニュースなどの情報データベースを構築し、その情報を、インターネットを経由して利用者に提供するものをいう。</p> <p>「他人の通信」の概念には、自己と他人との間の通信を含むことから、自己の電気通信設備を利用者（他人）との通信に使用することは、通信相手たる他人の通信の用にその設備を供していることとなり、電気通信役務に該当する。</p> <p>また、「自らの固有情報発信」や「電気通信役務を必ずしも前提としない別の自らの本来業務遂行」といった自己の需要に応ずるための手段としての電気通信役務の提供ではなく、利用者（他人）の需要に応ずるためのインターネット経由での情報送信（電気通信役務の提供）自体を目的として行っていることから、電気通信事業に該当する。</p> <p>しかしながら、自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないことから、電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>
Webサイトのオンライン検索	<p>広範なWebサイトのデータベースを構築し、検索語を含むWebサイトのURL等を、インターネットを経由して利用者に提供するものをいう（狭義のポータルサイト）。</p> <p>『各種情報のオンライン提供』と同様の理由により、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>
通信カラオケ	<p>カラオケ用の楽曲データベースを構築し、楽曲データを、電話回線等を経由してユーザであるカラオケ店に提供するものをいう。（カラオケ店に設置した端末カラオケ機器自体に、一定数の楽曲データを入れ、その後の新曲は通信でデータを取り込み蓄積していく蓄積型と、リクエストの都度、端末カラオケ機器がデータベースにアクセスして楽曲データを取り込むアクセス型がある。）</p> <p>『各種情報のオンライン提供』と同様の理由により、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>
オンライン計算処理	<p>データ処理ソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置して、インターネット等を経由して企業等の科学技術計算や事務計算などのデータ処理を行うものをいう。</p> <p>『各種情報のオンライン提供』と同様の理由により、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>

ソフトウェアのオンライン提供	<p>労務管理や販売管理等を行うアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置して、インターネット等を経由して当該ソフトを企業等に利用させるものをいう（狭義のASPサービス）。</p> <p>『各種情報のオンライン提供』と同様の理由により、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>
オンラインストレージ	<p>サーバ等を設置して、インターネット等を経由してユーザ企業等の顧客データ等を受信してバックアップ保存するものをいう。</p> <p>『各種情報のオンライン提供』と同様の理由により、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>
IPアドレスのオンライン通知	<p>IPアドレスのデータベースを構築し、利用者が直接相手方とP to P（ピアツーピア）で通話等を行うために相手方のIPアドレスを、インターネットを経由して利用者に提供するものをいう。</p> <p>IPアドレスの情報を利用者に提供するのみであり、利用者と相手方の通話等そのものには関与していないことから、『各種情報のオンライン提供』と同様の理由により、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>
電子メールアドレスのオンライン通知	<p>電子メールアドレスのデータベースを構築し、利用者が直接相手方である異性等と電子メールの交換等を行うために相手方の電子メールアドレスを、インターネットを経由して利用者に提供するものをいう。</p> <p>『IPアドレスのオンライン通知』と同様の理由により、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>
電子メールマガジンの配信 (概要図2)	<p>企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報の加工・編集等を行い、予め登録した購読者等に対して電子メールによる広報を行うものをいう。</p> <p>『各種情報のオンライン提供』と同様の理由により、電気通信事業に該当する。</p> <p>しかしながら、ユーザ企業等から提供された情報の加工・編集等を行った上で購読者に送信することから、自己と購読者（他人）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないことから、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>
電子掲示板 (概要図4)	<p>インターネット経由で不特定多数の利用者が文字情報等を交換することができる「場」を提供するものをいい、登録及び届出が不要な電気通信事業としている。</p>
チャット	<p>インターネット経由で不特定多数の利用者がリアルタイムに文字ベースの会話を行うことができる「場」を提供するものをいう。</p>

	リアルタイムの『電子掲示板』と考えられ、登録及び届出が不要な電気通信事業としている。
電子ショッピングモール	インターネット経由で複数の電子商店でネットショッピングを行うことができる「場」を提供するものをいう。 『電子掲示板』と同様、登録及び届出が不要な電気通信事業としている。
ネットオークション	インターネット経由で一般の利用者同士が直接にオークションを行うことができる「場」を提供するものをいう。 『電子掲示板』と同様、登録及び届出が不要な電気通信事業としている。
ネット対戦ゲーム	インターネット経由で一般の利用者同士が直接に対戦ゲームを行うことができる「場」を提供するものをいう。 『電子掲示板』と同様、登録及び届出が不要な電気通信事業としている。
コインファクシミリ	コンビニエンスストアなどが、FAX事業者から役務提供を受け、顧客のファクシミリ送信を一時的に可能とするために、コインファクシミリ端末のみを設置するものをいい、登録及び届出が不要な電気通信事業としている。
ピンク電話	飲食店などが、加入電話事業者から役務提供を受け、顧客の電話利用を一時的に可能とするために、ピンク電話端末のみを設置するものをいう。 『コインファクシミリ』と同様、登録及び届出が不要な電気通信事業としている。
有店舗型テレホンクラブ	加入電話事業者から役務提供を受け、交際希望者等からの会話の申し込みを利用者に取り次ぎ、両者の会話を一時的に可能とするために、店舗内の個室に着信用専用端末のみを設置するものをいう。 『コインファクシミリ』と同様、登録及び届出が不要な電気通信事業としている。
レンタル携帯電話 (概要図5)	携帯電話事業者から役務提供を受け、携帯電話端末を利用者に予め期間を定めてレンタルするものをいう。 『コインファクシミリ』と同様、登録及び届出が不要な電気通信事業としている。
Webサイト開設のためのホスティング (概要図3)	個人や企業等がWebサイトを開設・運営できるようにするため、サーバを設置して、個人や企業等にサーバの容量貸しを行うものをいう。 個人や企業等のWebサイト開設・運営は他人の通信を媒介する

	<p>ことにならず（事例 2（1）参照）、そのためにサーバの容量貸しを行うホスティング自体についても他人の通信を媒介することにはならないことから、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>
--	---

インターネットカフェ	<p>ISP事業者から役務提供を受け、利用者のインターネット利用を一時的に可能とするために、店舗内にインターネット端末PCのみを設置するものをいう。</p> <p>インターネットカフェの通信システム全体において他人の通信の媒介を行っているのは、端末PCを接続するネットワークを提供しているISP事業者等である。</p> <p>また、利用者はそのサービスに不満があれば容易に他のサービスに移行できるなど、ネットワークの拘束性もない。</p> <p>端末PCを他人の通信の用に供することのみをもって他人の通信を媒介しているとは判断されないことから、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>
------------	--

（5）『電気通信事業を営む場合（基準⑨）』に該当せず、登録及び届出が不要な電気通信事業と解される具体的事例は次のとおり。（ただし、以下に示した事例であっても内容如何によっては、別の判断となる場合もありうる。）

事例	内容及び理由
個人が趣味で運営する電子メール	<p>個人が趣味として、友人等の一定メンバーの通信のみを可能とするために、無料の電子メールを運営するものをいう。</p> <p>無料であり、かつ、メールへのバナー広告の添付などによる収入も得ておらず、収益事業を行っていないことから、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>
自社の社宅へのインターネットサービス提供	<p>企業などが、福利厚生の一環として、自社の社宅に居住する社員のインターネットや電話への接続を可能とするために、自ら無償で電気通信設備を設置するものをいう。</p> <p>利用者である社員との特殊な関係に基づき、無償で電気通信役務を提供するものであり、収益事業を行っていないことから、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。</p>

#### 事例4 登録又は届出を要する電気通信事業

『非電気通信役務』、『非電気通信事業』、『登録及び届出が不要な電気通信事業』に該当しない電気通信に係る行為は、すべて『登録又は届出を要する電気通信事業』に該当する。

『登録又は届出を要する電気通信事業』は、一般的には、  
 加入電話、ISDN、中継電話、国際電話、公衆電話、FAX、電報、  
 携帯電話、PHS、移動端末データ通信、IP電話、ISP、  
 FTTH・DSL・CATV・FWA・公衆無線LANアクセス、  
 インターネット関連サービス(電子メール、インスタント・メッセージ、IX等)、  
 データ伝送(フレームリレー・ATM交換等)、IP-VPN、  
 広域イーサネット、専用役務、電気通信役務の卸・再販、無線呼出し等  
 であるが、その他具体的事例でこれまでに相談があったものは次のとおり。(ただし、以下に示した事例であっても内容如何によっては、別の判断となる場合もありうる。)

事例	内容及び理由
転送電話	<p>発信者からの自ら保有する特定電話番号への着信通話を、予め登録された企業等の電話番号に転送するものをいう。(発信者には企業等の電話番号が認識されない。)</p> <p>また、予め登録されたユーザ企業等の電話番号からの発信通話を、自ら保有する特定電話番号を経由して、着信者に転送するものをいう。(着信者にはユーザ企業等の電話番号ではなく特定電話番号が通知される。)</p>
国外からのコールバック	<p>国内の発信者の発信電話番号を、国際電話回線や専用線等を通じて国外の電話事業者に転送し、国外から折り返し電話をかけさせ、利用者と国外の着信者との通話を可能とするものをいう。(国外発信の電話料金の方が安い場合には低料金での通話が可能となる。)</p> <p>電気通信設備を用いて利用者と国外の電話事業者との通信を媒介していると判断される。</p>
チャンネル貸し	<p>通信回線設備の設置者が、周波数帯域を分割して、その一部を企業等に貸与すること。</p>
リビリング	<p>電気通信事業者から大口割引で役務提供を受け、利用者に割引で再販するものをいう。</p>
関連企業ネットワークの運営	<p>企業が、自らデータ通信専用線を設置するなどして、複数の子会社などの関係企業との間を結ぶネットワークを構築して、業務に係る連絡等のための通信を行うものをいう。</p> <p>子会社などの関連企業であっても他人であることから、関連企業間の通信については、関連企業(他人)の需要に応じていると判断される。</p>

マンションインターネット	<p>マンション管理会社が、居住者に対して、マンション内を超えて電気通信役務の料金設定を行い、インターネット接続サービスを提供するものをいう。</p> <p>マンション管理サービスに付随した事業として把握できず、独立した電気通信事業と判断される。</p>
電子メールマガジンの媒介 (概要図2)	<p>企業等からインターネット等を経由して提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報について、加工・編集等の内容の変更を行うことなく、予め登録した購読者等に対して電子メールによる広報を行うものをいう。</p>
コンテンツの媒介	<p>企業等からインターネット等を経由して提供されたコンテンツについて、加工・編集等の内容の変更を行うことなく、特定の受信者にインターネット経由で送信するものをいう。</p>
クローズド・チャット	<p>サイト上にチャットルームを開設し、アクセスした利用者とは特定の会話希望者とをマッチングした上で、両者間のみに閉じた会話等を媒介するものをいう。</p>
出会い系サイト	<p>交際に関する情報等をインターネット経由で閲覧できる状態に置き、その情報に係る異性交際希望者等に対する利用者からのメッセージを電子メール等を用いて媒介するものをいう。</p>
電子メール運営のためのホスティング (概要図3)	<p>企業等が電子メールを利用できるようサーバ等を設置して、当該企業等にサーバの容量貸し及び電子メールの機能を提供するものをいう。</p> <p>企業等の電子メール運営は他人の通信を媒介することになることから電気通信事業に該当し、そのためにサーバの容量貸しを行うホスティング自体についても電気通信設備を用いて他人の通信を媒介すると判断される。</p>
無店舗型テレホンクラブ	<p>特定の店舗を設置せず、交際希望者等からの会話の申し込みを電話交換機等を用いて利用者に取り次ぎ、両者の会話を可能とするものをいう。</p>
MVNO (Mobile Virtual Network Operator) (概要図5)	<p>携帯電話事業者やPHS事業者など既存の移動通信事業者の無線ネットワークインフラを利用して、顧客に携帯電話等を始めとする独自の移動通信サービスを提供するものをいう。</p> <p>MVNOには、独自の移動通信サービスを提供するためにサーバや位置情報データベース等を設置するような場合もある。利用者に提供しているサービスは自社ブランドのサービスであり、他人の通信を媒介していると判断される。</p>
フリーメール	<p>インターネット上のポータルサイト等において電子メールアドレスを利用者に付与し、無料の電子メールサービスを提供するもの</p>

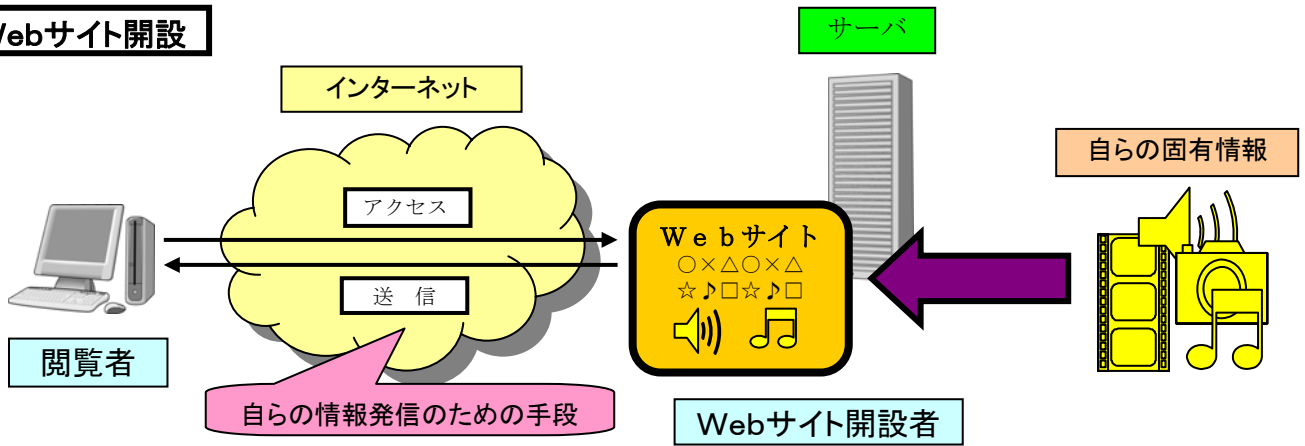


	<p>をいう。</p> <p>フリーメールも、利用者が送受信等を行う際に表示されるバナー広告により収益を得ているものであり、事業を営むと判断される。</p>
広告付き無料電話	<p>最初に企業などの広告を聞かせた後で、一定時間、利用者の電話通話を無料で提供するものをいう。</p> <p>『フリーメール』と同様の理由により、事業を営むと判断される。</p>
無料のグリーティングカード	<p>インターネット上のポータルサイト等において、利用者の依頼に基づくメッセージ付き画像等のWebページを作成し、宛先となる者に限って閲覧させるものをいう。</p> <p>Webサイト上のグリーティングカードの運営者は、情報の流れに関与する余地がなく、また、通信のあて先である閲覧者が指定されており、他人の通信を媒介していると判断される。</p> <p>また、『フリーメール』と同様の理由により、事業を営むと判断される。</p>
国外サーバを用いた電子メール	<p>国内に事業を営む拠点を置く者が、国外に設置した電気通信設備（サーバ等）を用いて、インターネットを通じて国内の利用者向けに提供する電子メールをいう。</p> <p>電気通信設備の設置場所についての限定はなく、国外に電気通信設備を設置していたとしても、国内に事業を営む拠点を置く者が国外の電気通信設備を支配・管理していることから、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務を提供すると判断される。</p>

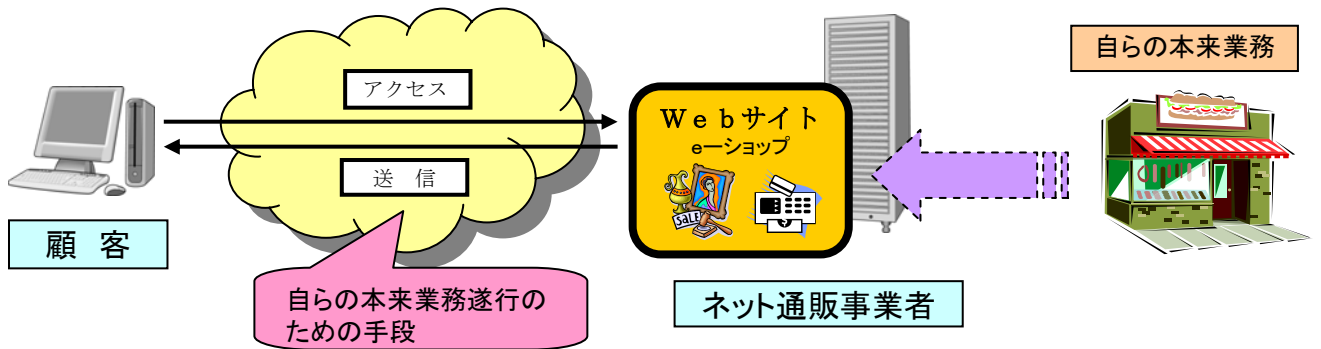
※ いわゆる『ポータルサイト』、『SNS (Social Networking Site)』など、様々なサービスを包含した総合サービスについては、それぞれのサービス毎に電気通信事業として登録又は届出を要するかどうかを判断することとなる。

# 概要図 1

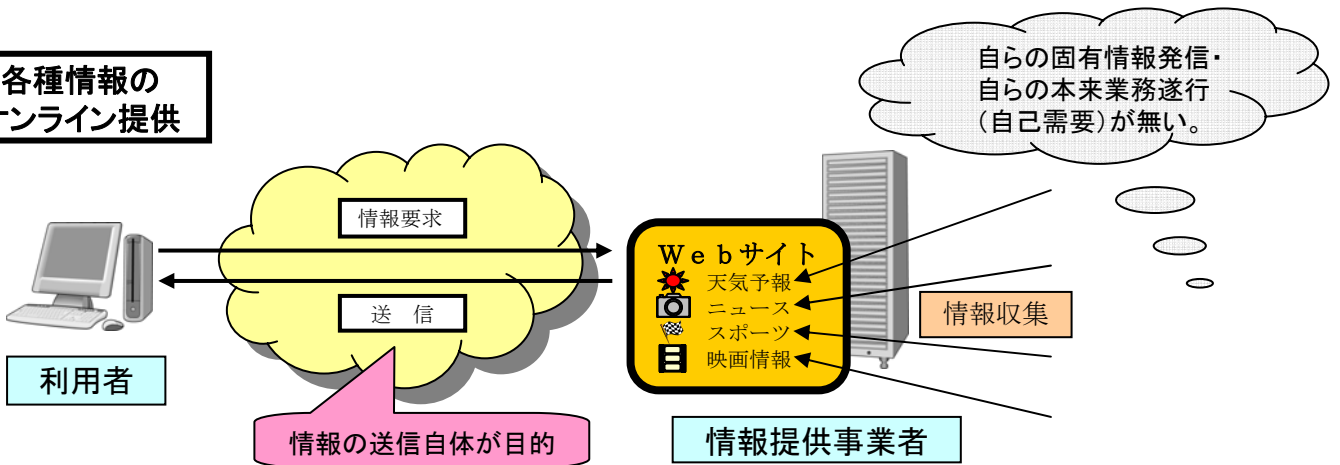
## Webサイト開設



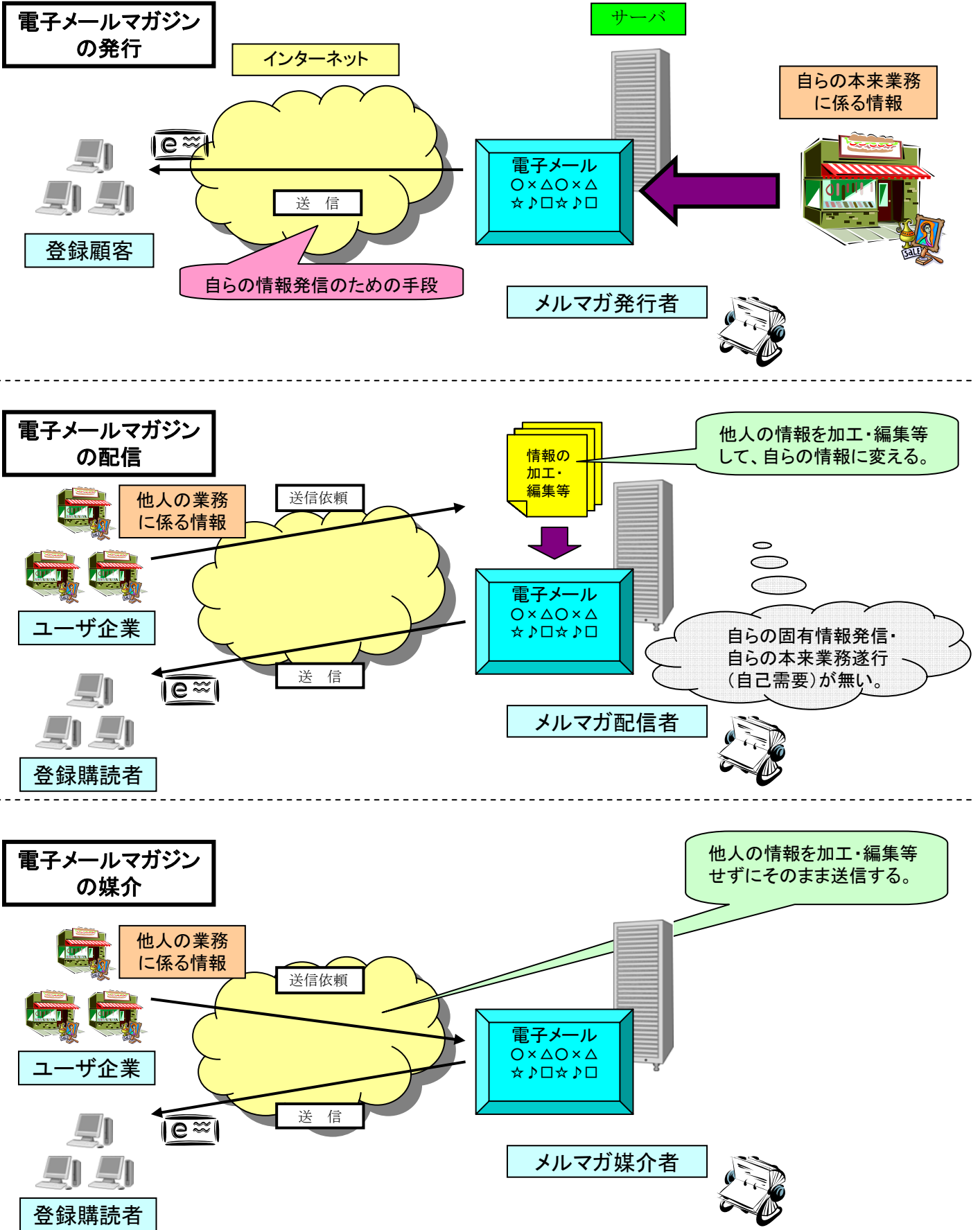
## ネット通販



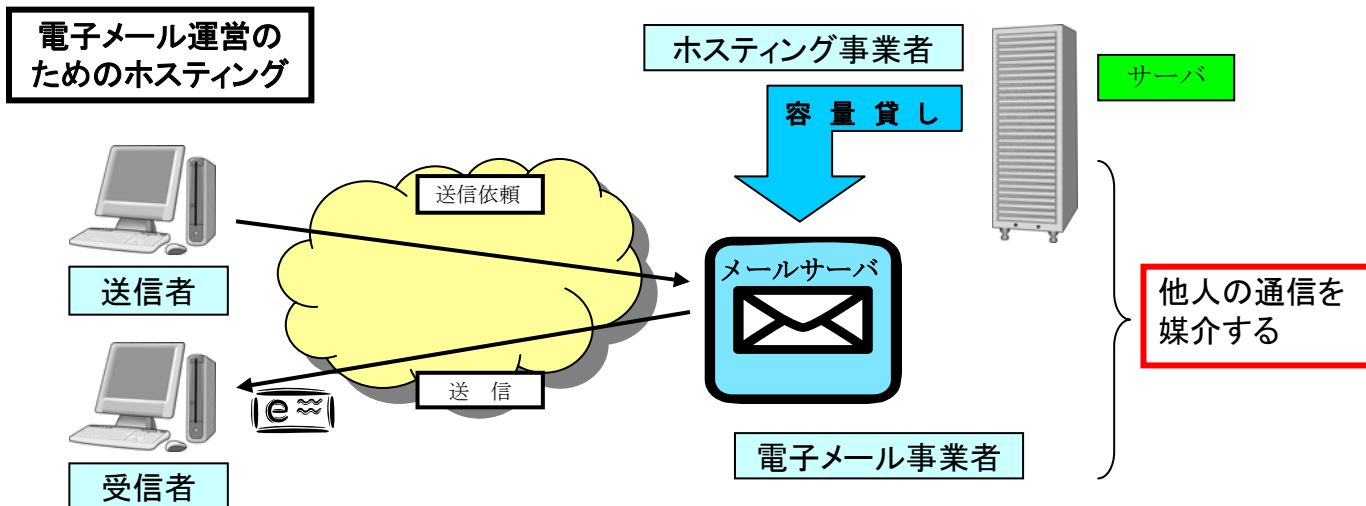
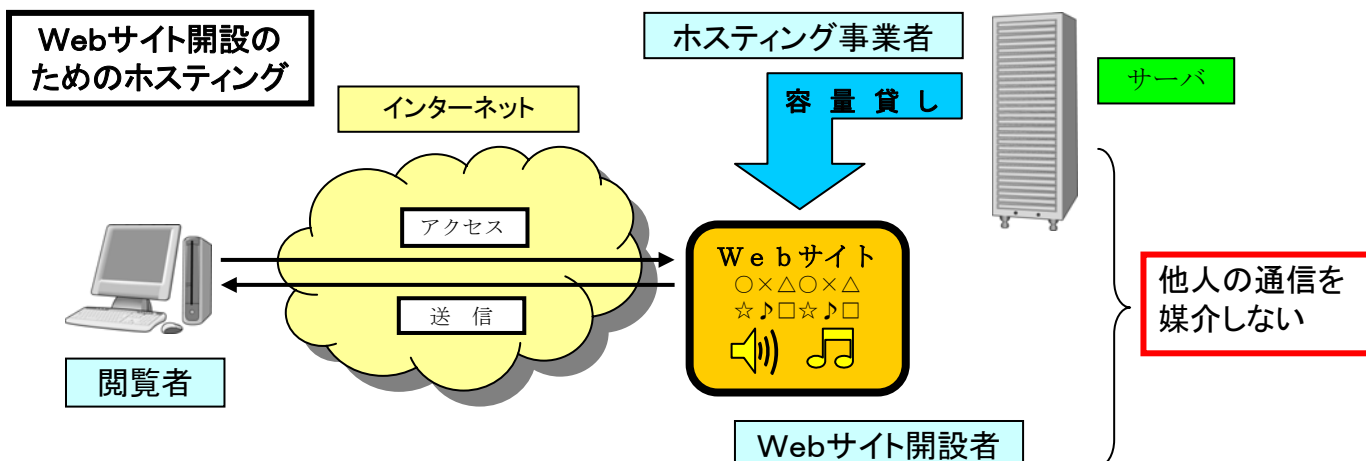
## 各種情報のオンライン提供



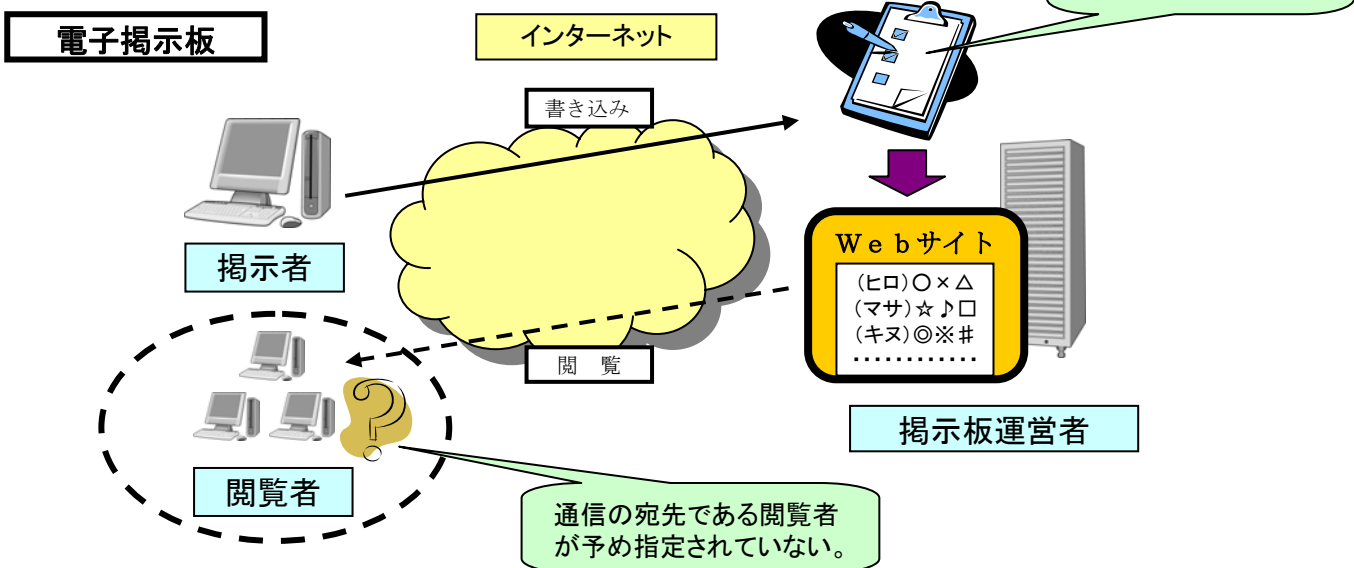
# 概要図 2



概要図 3

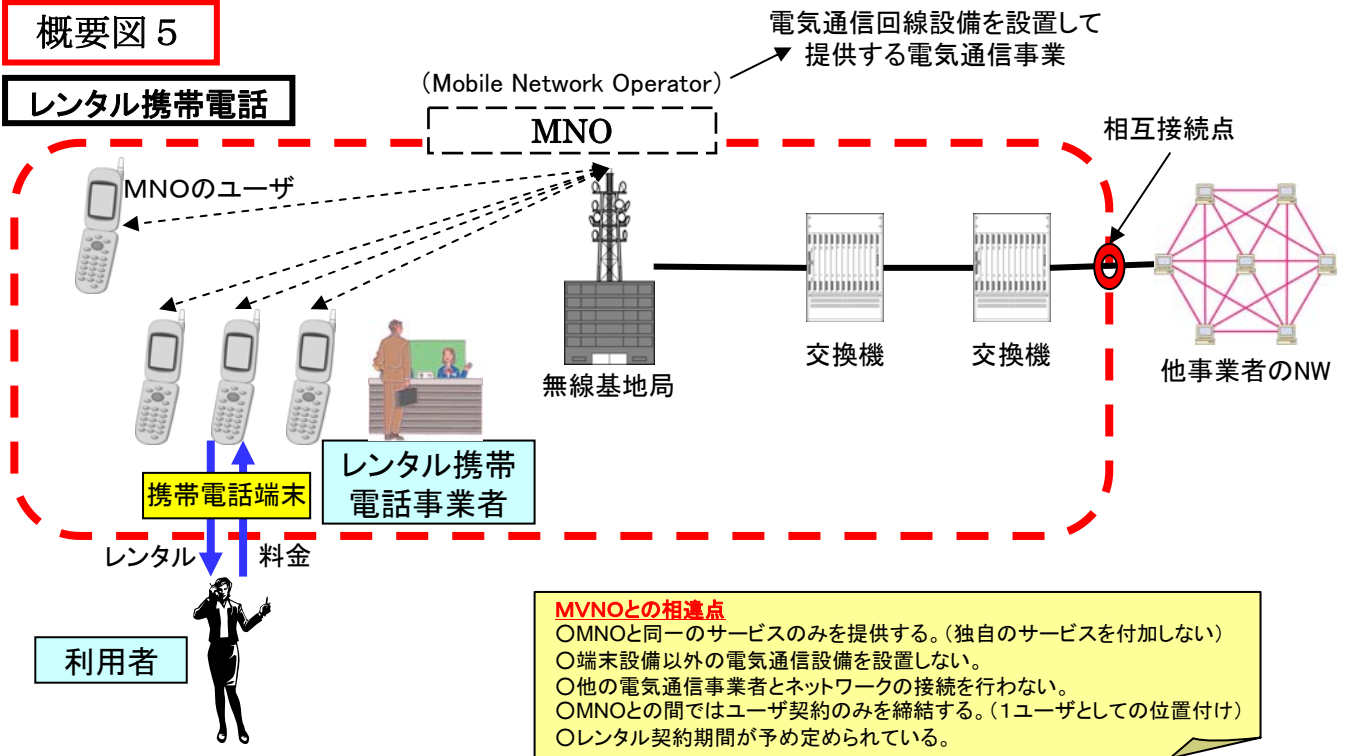


概要図 4



概要図 5

レンタル携帯電話



MVNO

